

第 32 回厚岸町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和 8 年 5 月 28 日（金）午前 10 時 00 分から午前 11 時 00 分

2 開催場所 厚岸町役場 庁議室

3 出席委員（10名）

（1）会 長 1 番 遠 藤 浩 一

（2）委 員 2 番 貢 則 夫 4 番 蝦 名 哲 也

5 番 佐 藤 仁 昭 6 番 小 澤 洋 之

7 番 中 井 勝 之 8 番 中 山 康 彦

10 番 石 澤 由 紀 子 11 番 小 山 裕 一

14 番 樋 浦 泰 夫

4 欠席委員（4名）

（1）委 員 3 番 河 村 公 貴 9 番 伊 藤 美 晴

12 番 多 田 和 文 13 番 橋 本 隆 幸

5 議事日程

第 1 協議案第 11 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第 2 議 案第 87 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議 案第 88 号 農地法施行規則第 29 条第 4 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書について

第 4 議 案第 89 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による、農用地利用集積等促進計画を定めるべき要請及び農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

6 農業委員会事務局職員

局長 石崎 辰也、係長 古賀 栄哲、主任 長谷川 大展

第 32 回厚岸町農業委員会総会議事進行シナリオ

(令和 8 年 5 月 28 日)

局長	<p>まずは、お集まりの皆様には津波避難時の行動についてお知らせいたします。この会場の最寄りの津波指定避難場所はコンキリエです。津波警報、大津波警報が発表された場合は、職員（スタッフ）の指示に従い、速やかにコンキリエへ避難するよう、お願いいたします。</p> <p>では、改めて本日はお忙しい中、本総会に出席いただき、ありがとうございます。開催前に本日の総会出席状況を申し上げます。</p> <p>10 時現在、出席委員 10 名、欠席委員 4 名、よって、厚岸町農業委員会会議規則第 9 条に定める、在任委員 14 名の過半数が出席されておりますので、会議の成立要件を満たしていることをご報告し、ただいまから第 32 回厚岸町農業委員会総会を開催します。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（挨拶）</p> <p>はじめに、本日の議事署名委員を指名します。</p> <p>議席番号「7 番 中井委員」、「10 番 石澤委員」をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事日程に従い議案を進めてまいります。</p> <p>日程第 1 協議案 11 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
長谷川	<p>議案書 1 ページをお開き願います。</p> <p>協議案第 11 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」</p> <p>令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について、次のとおり協議する。</p> <p>令和 8 年 5 月 28 日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一</p> <p>提案内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、農業委員会等に関する法律により、毎年 5 月末日までに前年度の点検・評価を行い、6 月末日までに公表するよう規定されているため、別紙のとおり点検・評価をするものです。</p> <p>内容について簡単にご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページ、Ⅰ 農業委員会の状況について、令和 7 年 4 月 1 日の目標設定時の状況について記載しております。</p> <p>議案書 3 ページ、Ⅱ 最適化活動の実施状況について、令和 7 年度の実績について記載しております。1 最適化活動の成果目標、③実績、農地面積（F）は、直近の農林業センサスの数値を、今年度末の集積面積（累計）（G）は厚岸町で公表しています地域計画の数値より記載しております。</p>

	<p>議案書 3 ページ及び 4 ページ (2) 遊休農地の発生防止・解消について、遊休農地は発生していないことから実績は 0 としております。</p> <p>議案書 4 ページ及び 5 ページ (3) 新規参入の促進について、新規参入者がいなかったことから実績は 0 としております。</p> <p>議案書 5 ページ 2 最適化活動の活動目標、(2) 活動強化月間の設定、例年どおり設定回数は農地パトロールの 1 回としております。</p> <p>議案書 6 ページ (3) 新規参入相談会への参加、令和 7 年度に参加・出展した回数を記載しております。</p> <p>同じく議案書 6 ページ推進委員の点検・評価結果につきましては、目標に対して期待どおりの結果が得られたものとしております。</p> <p>8 ページ、Ⅲ実務の実施状況について、1 総会、部会の開催実績については、表のとおりとなっております。2 農地法第 3 条に基づく許可件数、3 農地転用に関する事務の許可件数、処理期間に関しましては 9 ページに記載のとおりとなっております。4 違反転用への対応につきましては、昨年度の農地パトロールを実施した結果、違反転用がなかったものとしています。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
会長	<p>協議案第 11 号について、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>特に無いようですので、協議案第 11 号は原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>次に日程第 2 議案第 87 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」議題とします。事務局から説明願います。</p>
長谷川	<p>議案書 10 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 87 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」次の者より、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、許可書を交付することについて、議決を求めます。</p> <p>令和 8 年 5 月 28 日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一</p> <p>提案内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回の案件は賃貸借 2 件となっております。</p> <p>申請書の写しについては、議案書 11～28 ページに、位置図等の資料については議案資料 2～5 ページに掲載しております。</p> <p>詳細につきましては議案説明資料 1 ページに掲載しておりますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>なお、番号 1 については、石澤委員が「議事参与の制限」に該当いたします。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
会長	<p>番号 1 については石澤委員が「議事参与の制限」に該当いたしますのでそれ以外を先に審議したいと思えます。</p> <p>番号 2 について何かご意見・ご質問ございませんか。</p>

	<p>(異議無し)</p> <p>特に無いようですので、番号2は原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>次に番号1について、石澤委員が「議事参与の制限」に該当するため、審議開始から終了まで退席願います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(石澤委員退室)</p> <p>再開いたします。</p> <p>番号1について、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>特に無いようですので、番号1については原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(石澤委員入室)</p> <p>再開します。</p> <p>石澤委員にご報告いたします。本件については、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に日程第3 議案第88号「農地法施行規則第29条第4号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
長谷川	<p>議案書29ページをお開き願います。</p> <p>議案第88号「農地法施行規則第29条第4号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書について」</p> <p>次の者より、地域計画の区域内において、農業用施設を設置いたしたく、農地転用許可及び農用地区区域内における許可を要しないこととしてよいかについて検討を求める申出書の提出があったため検討するものとする。また、検討結果の適否を北海道知事へ意見聴取するものとする。</p> <p>令和8年5月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一</p> <p>まずは提案内容に移る前に農地法施行規則第29条第4号の規定について簡単にご説明いたします。農地法施行規則第29条第4号の規定とは、第4条または第5条における農地転用において、申出者が認定農業者であり、転用の目的が農業用施設の設置である場合、転用に関する事務処理及び必要書類が省略できるようにするものであります。</p> <p>通常の農地転用の申請の場合、まず、事務処理の流れとして、農業委員会総会に議案として挙げ、農業会議に意見書を付して提出します。その後、農業会議から許可相当と回答を得たら、振興局へ進達し、振興局から許可書が交付されます。この事務処理の日数はおよそ40～50日程度で、こちらに農業振興区域の変更も含まれている場合、さらに30日程度かかることとなります。</p> <p>次に必要書類ですが、登記事項証明書、位置図、地番図、配置図、工作物の図面、資金が確認できる書類などが必要となります。</p> <p>今回の農地転用の申出の場合、事務処理期間は農業会議への意見確認が不要なく、振興局への意見聴取のみのため、およそ10日程度となっています。</p> <p>必要書類についても位置図、地番図、工作物の図面、農業経営計画認定書のみとなっています。</p> <p>参考資料として本日、農業用施設の特例措置についての資料を配付しておりますの</p>

	<p>でご確認ください。</p> <p>では、改めて提案内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回申出があった案件は1件です。</p> <p>議案書 29 ページに今回の申出内容の一覧を掲載しております。議案書 30～31 ページには申出書の写し、位置図等の資料は議案資料 6～10 ページに掲載しております。詳細につきましては議案説明資料 2 ページをご確認ください。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
会長	本件について、何かご意見・ご質問はございませんか。
樋浦代理	農地転用の特例措置の周知についてどう考えていますか
長谷川	農業委員会事務局へ農地転用のご相談があった際に通常の転用と特例措置を用いた転用の両方のパターンについてご説明している状況でございます。
樋浦代理	両方のパターンを掲示され、通常の転用を用いる方はいないと思います。そのため、農業委員会の広報誌「そうげん」で広く周知していくこと委員会としてやっていくべきだと思います。
会長	<p>本件について、ほかに何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>特に無いようですので、議案第 88 号は原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>次に日程第 4 議案第 89 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による、農用地利用集積等促進計画を定めるべき要請及び農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」を議題とします。</p>
長谷川	<p>議案書 32 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 89 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による、農用地利用集積等促進計画を定めるべき要請及び農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨について要請し、農用地利用集積等促進計画(案)を決定することについて、議決を求めます。また、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告することができる旨の議決を求めます。</p> <p>令和 8 年 5 月 28 日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一</p> <p>提案内容について、ご説明申し上げます。本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農地中間管理機構である北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるべき要請をし、要請する促進計画(案)について決定するものです。今回の案件は賃貸借 6 件、売買 4 件で、議案書 32～33 ページに今回要請する促進計画の譲渡人(貸主)及び譲受人(借主)の一覧を掲載しております。議案書 34～43 ページには、北海道農業公社に要請する賃貸借の促進計画(案)を掲載しており、位置図等については議案資料 11～21 ページに、詳細につきましては議案説明資料 2 ページに掲載しております。</p>

	<p>なお、番号8については、小山委員が「議事参与の制限」に該当いたします。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
会長	<p>番号8については小山委員が「議事参与の制限」に該当いたしますのでそれ以外を先に審議したいと思います。 番号1～7、9～10について何かご意見・ご質問ございませんか。 (異議無し) 特に無いようですので番号1～7、9～10は原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>次に番号8について、小山委員が「議事参与の制限」に該当するため、審議開始から終了まで退席願います。 暫時休憩いたします。 (小山委員退室) 再開いたします。 番号8について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に無いようですので、番号8については原案のとおり承認させていただきます。 暫時休憩いたします。 (小山委員入室) 再開します。 小山委員にご報告いたします。本件については、原案のとおり承認されました。 全体を通して何かございませんか。</p>
貢委員	<p>中間管理事業における農地売買5年貸付タイプにより、公社から借り受けている土地について、公社から「土地改良しない」とされていると借受者から聞いているが実際のところどうなのか</p>
長谷川	<p>公社からは土地改良について、大規模な改良はできないが、軽微な改良については公社の許可なくできると聞いている。</p>
会長	<p>事務局は土地改良の制限について公社へ確認のうえ、次回総会に報告お願いいたします。 全体を通して何かございませんか。 (意見なし) 特になければ、これで本日の議案の審議は全て終了しました。 事務局からスケジュールについて、説明願います。</p>
局長	<p>・スケジュール</p>
会長	<p>全体を通して何かございませんか。 以上で、第32回厚岸町農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労様でした。</p>

